

国土審議会計画部会  
第6回自立地域社会専門委員会

日 時：平成18年3月6日（月）14:02～15:55

場 所：東海大学交友会館朝日の間

(速記録)

## 開 会

○参事官 それでは、第6回自立地域社会専門委員会を開催させていただきます。

本日の会議の公開につきまして、これまで同様、会議自身は非公開、会議後、議事要旨、議事録を作成しまして、発言者氏名を除いて会議資料とともに公表させていただきます。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、以後の議事運営につきまして、委員長によりしくお願いいたします。

○委員長 年度末のお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議題はお手元の3つございまして、1番目は地域社会の経営について、2番目は地域振興関連施策でございますが、条件不利地域の問題、3番目は今後の集落のあり方、限界集落の問題、この3つでございます。

きょうは大変に盛りだくさんございまして、ただ、皆さん後のご予定がおありでございまして、4時を超えるということはできませんので、大変恐縮でございますけれども、運営にご協力いただければと思います。

それでは、議題1「社会的サービスの持続的提供と地域社会の経営システムについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○参事官 それでは、最初の議題につきまして、ご説明申し上げたいと思います。資料2-1がこのテーマに係る論点でございます。資料2-2が関連の参考資料でございます。資料2-3、2-4が、今、現場でどういうふういろいろな工夫がされているか、あるいは定性的に物事の頭の整理をしてみると、サービス等についてどういう整理ができるかということでございます。

まず、資料2-1、2-2によりまして、これまでのご説明をしたいと思います。

まず、社会的サービスの持続的提供と地域社会の経営システム、地域経営論ということでございます。

昨年来の議論を思い起こさせていただきますと、このテーマ自身、我々のところで地域社会の形成ということでやっておりますが、究極の目的が、個人の満足度の向上というように位置づけられるとしまして、各地域、地域がどういう要件を満たさなくてはいけないか。昨年の11月に中間整理させていただきましたのが、いろいろな生活関連、社会関連のサービスが安定的に供給される。それが安心、安定の要素。それから、経済の安定、所得が安定するという要素、もう一つ、地域への愛着という要素。それらの基盤としてコミュニティの重要性、こういった論議を昨年来尽くしてきていただいているところでございます。

今回のテーマは、今申し上げましたサービスの安定供給、それから、地域への愛着もそこにそれとの関連で見いだしていくといったようなことで、地域社会の形成論の大きな一角を占める部分かと考えておるところであります。

論点のほうに入らせていただきますと、非常に総論的な整理をまず論点として提示させていただきます。

1 番目が多様な主体による社会的サービスの提供の意義についてどう考えるかということとあります。住民等、一人一人個々人が、場合により組織を通じてということもあろうかと思いますが、自己実現、生活の質を向上していく。結果、それらの総体、その取り組みを通じて、全体として個々人の満足度を向上させていくというところが、我々の委員会でこのテーマを取り上げていくというところの一つの整理と考えているところでございます。

幾つか「・」で書いてあるところは、サービスに対する満足度の向上。つまり、サービスの質の向上。2つ目も、地域の真のニーズをすくい上げるということで、サービスの質の向上を図っていく。もちろんそこに決定と実施への参加ということで、そこに住民自らが個体として関わっていくということで、愛着を増し、生きがいを見いだしていく。地域社会への誇りと愛着を育てるということに通じていくということかと思います。

総じて言いますと、サービスがよくなり、生活の質がよくなり、社会に参加していく、関わっていくということで、個人の満足度が上がっていく。もちろんそういった取り組みを通じて、結果的にこれまで行政がやっていたサービスが別のやり方によって賄えるということになりますと、行政コストも下がっていくといったようなことももちろん関連する効果として期待できる。これがこの委員会でこれを取り上げる一つの位置づけかというような認識で論点の提示をさせていただいております。

2 番目、3 番目、合わせて見ていただきたいと思いますが、そういったことで、行政だけでなく、いろいろな主体、これは企業、NPO、いろいろな組合、個人、あるいはコミュニティ、そういった主体によって社会的サービスを供給していくということが一つの論の立て方ですけれども、地域全体としては、もちろん個々の住民の満足度とか、次世代に地域社会を継承していく。持続可能というような視点を折り込みながら、単に自治体経営という視点ではなくて、地域経営をするという視点が必要ではないか。

地域経営の視点につきましては、活動全体の共通の目的の下に組織化するとか、情報共有を図っていくとか、あるいは資源配分を戦略的にコーディネートするとか、あるいは各主体の活動、これはおのこの主体によって行われる活動で管理・評価していくといった視点があるかと思います。

また、その具体的な方法論としてどのような取り組みが有効か、あるいはどのような仕掛け方が要るのかということが3番に関連して書いていまして、まず、協働の基盤づくり。行政の意識改革と住民の意識改革と書いております。今申し上げましたような、自治体という団体を経営していくということではなくて、地域経営という視点。そうしますと、自治体自身も自ら何かを実施する主体ということから、プロデューサー機能というような転換が求められるという視点がしばしば指摘されると思います。住民も、何かの公共団体なり、他者の決定に参加する、関与するということから、自ら提案し、自ら担うということへの転換が図られるべきではないかという指摘がしばしばされると思います。

行政体の経営から地域経営という視点ですけれども、生活サービスの質の向上という

ころとの関連で考えてみましても、これまで行政によりまして画一性の高い事務なりサービスの執行を行ってきた。今後、より顔を見ながら、きめ細かくサービスをしていくということが、今の時代認識として、ニーズ論として求められているのではないかということであります。行政による公助だけでも不十分。もちろん自助だけでも現実論として困難ということで、その中間の共助、互助、すなわち新しい公という考え方を導き出していくということが一つの大きな論点かなと問題提起をしているつもりでございます。

その公というものも、官からアウトソーシングしていく公ということではなくて、民によって新たな公の部分をつくり出して担っていく、そういう時代認識の転換ということが一つの重要な視点かなと考えておるところでございます。ここはぜひご議論をちょうだいしたいと思います。

3のところに戻りまして、協働の実施ということで、協働とアウトソーシング。単に行政からのアウトソーシングだけでなく、官と民の協働、あるいは新しい公というところを協働というところで表現しているつもりです。

対話の主体の組織化と書いております。いろいろな主体が一つのおぼろげながらの目標に従って進んでいくというときに、どういうふうに組織化、あるいは関係をつくっていけばいいのか。ここにも行政の一つの機能をどう求めていくか。あるいはテーマがケース毎と書いていますが、テーマが決まっていけば、緩やかな協議体制みたいなものが現場では求められる、効果を発揮するということがあるのかなというように考えているところでございます。

その他、ここにありますような、地域に関する情報の公開といったような論点があるかどうかと思います。

一つこの論議というものは、現実には各所、各所で実態が相当先行している部分であろうかと思いますが。いろいろなところで工夫がされています。そこで、あえて改めて現時点で3の最後のところにあります国の役割といったものを振り返って考えてみますと、先行している、うまくいっている事例をどう紹介して、あるいは、何かやろうとするときに、ハードルとなっていることがあれば、規制緩和も含めてそれをきっちりと整備していくといったようなこと、それから、例えば指定管理者制度などということもこの一貫としてとらえると、委託先をどう選定していくかといったことについての透明化をどう図っていくかというルールの大筋を決めていくといったことがあろうかと思いますが。

また、こういった取り組みを各所、各所がやるというところについても、一定の知恵と工夫、そういった面での競争を盛り上げていくということも一つの大きな要素かなと考えておるところでございます。

4は、さらに具体的にどんな課題があるのかといったことを考えてみましたときに、若干先ほどの論議と重複しますが、行政と住民との意識転換。特に住民が自分でやるということで、責務、あるいは何かをやってほしいと申し出る権利、そういったところの再確認が要るのではないかとといったこと。

パートナーシップの形成ということで、いろいろな政策的支援。後ほどご紹介しますが、市町村レベルではいろいろな支援形態が出てきております。

それから、行政が直接支援するというだけでなく、中間的な支援組織の芽も各所で出てきておりますので、そういったところをどうやって盛り上げていくかというところであります。

また、ITの活用といったところも一つの形としてあろうかと思っております。

次のページですけれども、こういったことでいろいろな主体に供給してもらうということで満足度を高めていく、質を高めていくという取り組みですが、そうはいいまして、全体に最低限の責任論としてサービス供給が求められる。例えばへき地・離島の医療、教育といった生命・財産に係るようなもの、あるいは高次医療というところについては、狭い範囲ではなかなか供給ができないので、広域的対応が求められるといったようなところがあります。こういったところの公共セクターの役割ということは、一つ確認をすることが必要だと思っております。その際にもIT等の新技術を積極的に活用とか、サービス供給圏域を勘案して社会資本整備の活用をどう考えていくかといったことが一つの論点かと思っております。

ちょっと話があちこちにまいましたが、まず、この論議としまして一番大事なのは、生活サービス、質の向上を目的にする。これは地域経営の中では、顧客志向、生活志向というところと呼ばれている部分だと思えます。それから、そういったサービスの主体がいろいろできていく。行政主体でなくてできていくということで、そこに社会参加をしていくといったことで、これを通じても満足度が高まっていく。特に計画、決定、実施、評価、いろいろな段階できちっと関わっていくということが大事なのかなと思っております。副次的に行政コストの低減という視点が出てくるのかなということで、地域経営論全般のご議論の整理をいただけましたら、自立地域社会論の中の一つの総論的位置づけをもってこの部分に入っていけるのではないかと思います。

資料2-2によりまして、幾つか世の中で出てきております事例的なものを簡潔にご説明したいと思います。

まず、最初のバックグラウンドですけれども、1ページをご覧いただきたいと思えます。これは国土計画局で2年ちょっと前に実施しましたアンケート調査によるものです。いろいろな主体が地域づくりの担い手となるべきだということですが、右のグラフを見ていただきますと、青い棒が、今やっているという認識。エンジ色のほうが、今後どういうふう地域づくりを担うべきということで、特に青とエンジの差が顕著なものを見ていただきますと、「市民ひとり一人」、「NPO」、「シニアサークル」、「学校」、こういったところが現状よりももっと役割を担うべきというように、公共団体の皆さんから返ってくるアンケートでは主体として認識をされておるということでございます。

7ページをご覧いただきたいと思えます。これは一つの実例でございます。長野県の下條村というところでありまして、ここは、公共事業、道路整備などの補助をお断りになっ

て、自前でやっていくということで、しばしばマスコミにも取り上げられています。道路整備のことがしばしば取り上げられるわけですが、右の欄をご覧くださいと、下條村独自のサービス、中学生まで医療が無料とか、定着促進ということでいろいろやっている。こまめな日常的なサービスについてもいろいろなご苦勞をされている団体ということでございます。こういった努力があちこちで出てきているということであろうかと思えます。

9ページをご覧くださいと思います。先ほど申し上げました総論に関わるようなところでありませぬけれども、これも2年少し前に国土計画局の中で研究会をつくって勉強した一つの成果です。

一番上の枠をご覧くださいと、地域活性化を基軸とした地域づくりから、住民の気持ちを基本とした地域づくりへということとか、幾つかの視点を書いております。

左下の表を見ていただきますと、地域経営と自治体経営、端的なこの時点で整理した視点の差というものを書いています。地域経営の目的としては、地域全体の効用を高めるということでありますし、自治体経営は自治体経営の健全化とか、予算に対して最大の効果を上げる。若干、経営の中でも2つの差があるかということ、冒頭にご説明しました総論に関連する資料としてご説明をさせていただきました。

10ページをご覧くださいと思います。直近、政府全体としてこの論点についてどういう考え方を持ったか。上の枠が「日本21世紀ビジョン」ですので、正確に申しますと、政府全体の考え方として合意されたというところの一步前という感じだと思いますが、国民が必要とする公共サービスが、多様な主体と手法により、豊かに提供される。自分たちのことは官に頼らず自分たちがといったこととか、3つ目の○、いろいろな主体が「公」を担っていくといった、先ほど申しました基本的な考え方が出ていると思います。5つ目の○では、地域の主体性による地域間競争。

左下の枠の中では、総務省で昨年、行政改革の観点からご検討されたところ。これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は多様な主体で提供して、多様な仕組みを整えていくといったような問題意識で、地方公共団体は、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部。言葉として一緒かどうかわかりませぬ。先ほどプロデューサー機能みたいなことと問題意識は通じている部分かと思えます。

それから、若干の具体例をご覧くださいと思います。13ページをご覧くださいと、各市町村レベルでは、そういったいろいろな主体による取り組みを促進していくという取り組みが現実には先行しております。13ページでは、三重県名張市の例で、市内の14地域合計で年間5000万円のゆめづくり地域交付金というものを配分されて交付しておられます。交付金事業は右の枠に書いてありますような、例えば住民交流、上から3つ目が公園の維持管理、5つ目には、健康関連で、独居・寝たきり老人慰問、こういったサービスを地域でやりたいというように地域で合意されましたら、その活動を支えるための交付金として市から支援があるということで、ともすれば、これまで公共団体でやっ

たサービスについて、自前で賄っていく。それを公共団体が一緒になって促進していくという一つの取り組み例かと思えます。

15ページをご覧くださいと思います。去年の11月下旬、2回目の地方に出張委員会でお出かけいただいたときにご覧いただいた地区です。山口県山口市の二保地区というところであります。ここでは、二保地域開発協議会、この協議会の会長さんにいろいろお話をそのときにいただいたので、ご記憶かと思えます。いろいろな主体がこの開発協議会に入っています。ストレートに行政団体が入っていないということで、この開発協議会でいろいろな地域づくりのアイデアをもちたい。それをもてば、それを行政に提案して、提案の結果、行政から支援を受けることもあるということで、そのときは、スクールバスを自前のアイデアで運営しているというご紹介があったことと思えます。これも、今申し上げました多様な主体のサービス供給といった一つの取り組み例だと考えています。

22ページをご覧くださいと思います。先ほど論点のご説明のときに、行政もそうですけれども、住民の意識転換ということも必要だということをお知らせしました。地方公共団体における協働に関する条例ということで例示ですが、これだけの団体でいろいろな名前の条例をつくっておられます。

23ページに呉の条例の例が出ております。目的、基本理念がある中、第4条で市民の役割とか、市の役割とか、冒頭で申し上げましたようなことを位置づけられておられるところが相当出てきているということかと思えます。

24ページ、熊本県の氷川町宮原地区というところの現場の取り組み例ということであります。まちづくり情報銀行、これは行政体ということではありますが、そこからいろいろな情報提起があって、「まちづくり支店」と言っておりますが、これはまさに住民の集まりそのものということであります。そこがいろいろなアイデアをもってやりたいことを町に対して申請して、それを認められれば、町より一定の支援が受けられるということで、住民自らの企画立案、それに対して町が支援する。

それから、支店長会議が並びでずっとあって、支店長会議間の競争性も付与されているという一つの例かなと考えています。

27ページでございます。先ほど総論で、行政がいろいろ支援するだけでなく、中間的な支援団体の芽が出てきていると申しましたが、その一つの例として、静岡県のグラウンドワーク三島というところの例でございます。左上のポンチ絵に書いてありますが、市のせせらぎ事業推進課、ここは富士山の伏流水で水が非常にきれいというところであります。ここにいろいろな環境関連の活動をされる市民なり企業体なり、あるいは団体なりが出てきて、それをグラウンドワーク三島というところがいろいろなノウハウを持って支援していく、あるいは行政との橋渡しをしていく。個別の活動をするNPOなり団体なりということをお支援していくNPOといったような位置づけで、中間的な支援団体が出てきているという一つの例でございます。グラウンドワーク・トラストということで、英国に似た仕組みが右側に書いてございます。

以上、取り急ぎですので、整理した説明にはなっておりませんが、論点として以上、ご説明させていただきました。

○委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今お話をいただきました点についてご意見をいただきたいと思います。

○委員長代理 私もかなり昔から地域経営を見ていたんですが、きょうのご説明を聞いて、随分多様な担い手が出てきたなど改めて、勉強不足だなということも含めて、感じました。

そういう意味では、きょうのご説明の後半のほうは、小さな市町村のいろいろな新しい条例とか、制度とか、特定の公益信託とか、そういう具体的なご紹介があったんですけども、さはさりながら、一言不満を言うと、グラウンドワーク三島にしても、個々の事例が、スタートされたのが1980年代の後半ぐらいから始まっているのではないかと思うんですね。そういう意味では、一定的に評価の定着したようなものも幾つかある。

それから、田野畑村というのは、随分昔に、ちょうど国鉄が民営化されて三陸鉄道という鉄道ができたころ、よくこの村に行きましたけれども、今は逆に、JRの山田線が全く不便になってしまって、盛岡から宮古まで行く鉄道は、昼間は2本ぐらいになってしまった。その結果、むしろ宮古に着いてから三陸鉄道を利用するというのもほとんど動きとしてなくなってしまおうとか、ちょっと実情が古い。かつては、そういった全体的な条件があったから輝いていた田野畑村みたいなところは、逆にそこに行くまでの交通輸送の条件がガラッと変わってしまったので、その後も活性化を維持しているのかどうかというのを、私自身がフォローをしていない部分もあるので、そのあたりは、昔とっては事務局に恐縮ですけども、基本的に評価が定着している場所については、今現在そのまま評価が維持できているのかどうかということをもう一度検証したほうがいいのかと思います。

きょうは出ていませんけれども、例えば、よく地域づくりの代表例みたいなことを言われる中で、四国の早明浦ダムがある大川村というところもよく出てくるんですけども、時々一過性にはパッと熱心にやって評価されるんですけども、アクセス条件が決定的に悪いものだから長続きしないとか、地域の事例というのはそういうものがかなりあって、基金とか条例だけできたけれども、フォローしきれないというものも少なくないので、そのあたり、事例収集にあたってもう一度現時点での現状把握を怠らないで集めていただきたいと思います、ちょっと注文つけさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

○委員 きょうはあまり時間がないということなので、学会報告のように鐘がチンと鳴らないように、簡単にお話ししてみたいと思います。

1つだけですが、総論的なところをまとめるのが難しい分野だと思うんですが、よくまとまっていると思っています。強いて抜けているということ言えば、先ほど、「住民の意識転換」が必要だとおっしゃって、私の言葉で言うと「住民の当事者意識の醸成」といいましようか、そういうのがポイントになってくるのだらうと思います。その場合、これは一朝一夕にできませんので、具体的な活動の中で、いわばOJTを進めていくということ



が重要なんですが、意外と子供の教育の視点が抜けがちだと思うんですね。つまり、子供の地域経営の参加、あるいは地域づくりへの参加、これは世界的にもそういう潮流が生まれ始めておりますので、その視点をぜひこの中にも入れていただきたいと思います。当然それは、子供を手取り足取りいろいろ地域活動に導くのではなく、何らかの責任を子供に与えることによって、子供に成長してもらおう。そして当事者意識を持ってもらおう。そういう活動も重要だろうと思います。

○委員長 なるほどね。昔は確かにそうでしたね。

○委員 手短に2点申し上げます。

1点目は、ここになじむかどうかわからないんですけども、業務委託のルールの整理とか中間的な支援組織というところがありますね。4番と3番あたり。実は私は現場でいろいろNPO活動などをしているんですが、国の外郭団体及び地方自治体の外郭団体の活性化ができると、現実問題としてはかなりいいのではないかと。実は、国とNPOが仕事をするとき、外郭団体がしっかり真ん中に入ってやってくれれば、非常にうまく回転しているケースが多いわけです。ですので、この辺のところを見ておきたい。指定管理者もそうですけれども、外郭団体がそっくり受ける場合、仮にそれまでの予算の7掛けで投げると、7掛けのサービスに終わってしまうんですね。民間に投げれば、7掛けで前のおりのことはできるかもしれない。そういうのはいろいろな弊害がありますので、外郭団体の活性化というのは現実問題として有効ではないかと思えます。簡単に言えば、外郭団体に競争原理を入れれば、少し活性化できるのではないかということが1点です。

第2点は、特にへき地その他に住むときに、前に申し上げましたけれども、教育と医療などが一番大きな点になりますので、こういった点が国なりどこなりで補てんでくれば、かなり人は流れる可能性があるのではないかと。例えば、カナダの場合は、ノーステリトリーですか、親がへき地に行きますと、子供たちは国立、公立の高校、大学は無料になると聞いたことがある。そうすると、親が好き好んで行くんだけど、子供の教育ができないという場合などは、非常に救われる。何か積極的に住める方策があるといい。下條村は似たようなことがありますけれども、そういうもので何か一つ二つでもあると、すごくインセンティブになるのではないかなと感じました。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○参事官 すみません。時間を急ぐあまり、資料のご紹介を2つ忘れてしまいました。資料2-3、資料2-4と振ってあるものがございます。これももちろん本日の論議にかかわるものとして用意しておまして、資料2-3は、例えば交通分野とか教育分野とか、分野ごとに今現場でどういう問題が生じたときに、例えばどういう工夫をされて、そのサービス維持に努められたかということ、相当力技で、細かいところも含めて、勉強できるところはしてみたというところがございます。

例えば、2ページは教育分野のことであります。上から6段目をご覧くださいますと、これは地域課題への取り組みとか生涯学習というところですけども、文部科学省的な教

育課程の外ですけれども、学校のOBの方とか退職教師の方とか、そういった方がボランティアとして講師を務められるといったようなことで、地域での生涯学習サービスなどに努めておる。生涯学習サービス、これまでですと、公共団体そのものが提供するというようなことがなくて、あるいは民間の営利のほうから出てくるサービスのその間みたいなことをこういった工夫で埋めているという一つの工夫なのかなと思います。それが多数のところで行っておられる事例であろうということで、そういったいろいろなところでのこまめな工夫をまとめたものが資料2-3でございます。全部ご説明する時間はないのですが、力の入った資料でございます。

資料2-4は、いろいろなサービスを考えましたときに、第1回目の会議のときにも、サービスごとに相当供給のエリアが違うという資料をご説明したことがございますが、サービスの種類ごとにそれなりの広域圏で考えるとき、日常生活圏で考えるとき、離島などの小さいエリアで考えるときといったようなことで、パターンを変えると視点も変わりますというところを何通りか頭の整理を試してみたということで、いずれも国の1つの役割として実態先行している中、そういった取り組みをご紹介していくということも役割としますと、こういった整理も一つの仕事として思いましてトライをしてみたということでございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 今、委員も言われたんですけども、一番大事なことは、へき地医療だと思うんです。この間、阿寒に行ったときに、地元の方が切実に皆さん口にされていたのが、定住するためには、医療の確保だということで、今、参事官のほうから力技の資料の説明がありましたけれども、3枚目の医療・福祉分野に、退職医師の活用ということがありまして、こういうことをやると、うまいこと回っていくのかなという気もしました。非常によくできた資料だと思います。ぜひその辺に力を入れたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 先ほどお話の中で、公という概念はとても賛成なんですけれども、できれば、その資料の中にも、住民とか市民という言葉が混在しているんですけども、実は私自身も住んでいるところの住民なんですけれども、市民税は別のところで払っていて、住んでいるところでは税金を払っていないんですけども、これから二地域居住とか、Uターンするんですけども、市民としての登録は元のところに置いておくとか、いろいろな方がいて、いろいろな人が地域にいて関わってくると思うので、地域を支える人というのは、市民なのか住民なのかということではなくて、せっかくなので、そこも新しい言葉みたいな広がりのあるものができるといいなというふうに思いました。

○委員長 その辺は地方へ行くと非常に微妙な問題がありますね。

○委員 すみません。遅れてきたので前半の議論をフォローしていないんですが、資料をざっと拝見して、皆さんのお話から推測して、私が貢献できる部分についてお話しします。

社会的サービスをテーマに考えるときに、医療と教育に関しては結構昔から議論され尽

くしてきていると思うんですね。無医村の話とか分校問題とか。ただ、今日的なテーマとしてもう一個あるのが福祉・介護というエリアで、これは議論がまだちゃんとされていない。福祉の部分は、いろいろな意味の障害者の方々ということで、法律とか制度もあって、いい。けれども、見えない部分が、高齢者の問題です。介護という制度自体が、保険会計的でどこまで長続きするのかはかなり疑問です。そういう意味でも、70～90歳で病気を抱えていながら長生きしている人たちをどうするのが非常に大きな問題です。介護サービスがあるけれども、地域の地域経営課題として70～90の人たちをどうケアするかが非常に大きなテーマです。サービスという概念自体、ある意味では時代遅れで、そもそも経済的には成り立たない領域だと思う。莫大な数の老人が長生きして、病気なんだけれどもやり方しだいで、自立もできる。これをどうやってケアするのか。私は社会的サービスというのとある意味では全く別の、すごく大きな分野として一個立てるぐらいの世界だと思う。医療、教育、福祉にプラスアルファで「病気老人問題」と言うと語弊のある言い方かもしれないけれども、70～90の老人対策は非常に大きな問題です。自治体の財政を見ていると、一番大きな肝はここであって、財政破綻してしまう非常に大きな理由は、今や公共事業じゃなくて、ここの部分です。いわゆる社会扶助、扶助費と言われている部分が、どんどん伸びている。ケアすればするほど長生きなさって、ますますお金がかかってしまう。豊作貧乏というのか、長寿貧乏です。長寿財政破綻みたいなことが目の前に見えてくるんですね。

NPOに任せようとかナイーブな議論をしてもむだです。老人のこの分野に関してNPOに流れているお金は、もとは行政のお金ですから、担い手が官とか民とか、といった議論は意味がない。とにかく官のお金がここの部分にどんどん消えていく。

現実には介護保険の破綻とか、老人健保会計の破綻という形で、郡部から財政破綻が起きてくる。これをどうするのかというのを今日的な新しいテーマとして一本立てていく必要がある。よく言われる話ですけれども、幾つかポイントがある。1つは、サービスするからますますコストがかかるんだと。老人が老人をケアするというか、介護することで、ケアする側も生きがいを生み出すし、受ける側も生きがいを感じるんだという、その種の相互扶助の世界にどうやって持っていくのか。

あとは、現在の制度というのは、治療するということが前提になっていますけれども、70過ぎて病気を持っている方というのは、ほとんど治癒しない。でも延命はする。それでハッピーに生きることもできる。でもそこに医療保険とか、入院という制度を入れた瞬間、コスト的に成り立たない。だとすると、在宅でどうやっていけば一病息災の状態で過ごしていただくかというシステムを設計する必要がある。そういうケアシステムというのを新たにつくらないと成り立たない。

典型的には自治体病院の問題。自治体の病院というのは、今やケアの施設になっているわけですね。ですから、病的には近所の大学病院とかに行けばいいんだけど、近所にあっても楽だから、老人を自治体病院に置いておくということもあって、これが財政破綻

のもとにもなっている。

この分野は、いきなり答えを書くのは非常に難しいと思うけれども、社会的サービスの持続的提供という概念自体が経済的にも成り立たない。ですから、地域のケアシステムの再構築というのを、もう一個別の柱として立てないと、70歳以上の問題というのは、答えが出てこないのではないかな。

江戸時代に娯捨というのがありました。経済的に見れば今また、娯捨しないと成り立たないように自治体の財政の仕組みがなっている。だとすると、現代の娯捨をしないですむ仕組みをどうやってつくるのかということです。お金もないのに社会的サービスの提供とか、サステナビリティとか、そんなことを言っておられる状況ではないのではないかなという感じがします。

○委員長 ありがとうございます。

先ほど来話が出ていますように、ここは総論の部分でありまして、議論の軸は、一番最初から出ておりますけれども、住民の満足、人の満足だと思うんですね。そのためには、先ほど参事官が言われましたように、サービスの質、参加、これは計画、実施、評価の参加、それから行財政負担の軽減、こういったことが考えられますね。もう一つは、そのための新たな公というものを目指していくということが軸になろうかと思えます。

それで、次のテーマもここに密接に関わってまいりますので、次の資料をご説明いただいて、また総論として組み立てるものは組み立てるということにさせていただきたいと思えます。

それでは、次の2番目、地域振興関連施策について説明をお願いいたします。

○参事官 それでは、地域振興施策につきましては、資料3-1で先ほどと同じような論点の形にしておりまして、資料3-2がパワーポイントの関連の資料ということでございます。

これにつきましては、論点のほうを見ていただきながら、合間でパワーポイントのほうをめぐりながらフォローしていただけたらと思えます。

まず、論点ペーパーの1番、地域関連施策を論じていただくということでありますので、今の所得とか生活環境とか、ほんのさわりですが、地域差の現状というのはどうなっているのかということ簡潔に資料でまとめています。パワーポイントの1ページを開けていただきますと、県民所得で見た地域差。これはジニ係数という指標でとりますが、数字が小さければ小さいほど、地域差がないというものです。この40年、50年の単位で見ていただきますと、ジニ係数で見るときの県民所得ベースの差というのは半分近くになっているということでもあります。こういった差は、国際的に見ても、「県民所得ベースでの比較で言いますと」という断り書きつきですけれども、非常に差は小さいというのが日本の社会の現状ということだと思います。ただ、この点、いろいろ国会でも格差論というものは別途の視点からあるのはご存じのとおりであります。

今のは県民所得ですので、言ってみれば、生産額、GDPの県割みたいなことですが、

2ページ目をご覧くださいと、これはより直接に家計への実感にもう少し近い、家計収入なり支出という数字であります。都市の大きさの階層ごとに、全国から大都市、中都市、町村で整理しています。

左下のグラフを見ていただきますと、平均月収、これはボーナスも込みで12で割っていますが、大都市から町村に向けまして、階層的にちょっとずつ減っていく。支出のほうもちょっとずつ減っていくということで、支出のほうは、収入ほど階層によって減っていないのですが、それなりに差が縮まるということです。

数字に注釈を加えますと、上の表をご覧くださいと、消費支出欄の交通・通信などは、都市の階層ごとにあまり変わらないのかなと思いがちですが、町村に行けば行くほど高くなる。食事はあまり変わらない。住居は、大都市が土地が高いので、町村に行けば行くほど下がるということですが、交通費だけはその逆の動きをしています。これは、公共交通がない、あっても公共交通の費用が割高。あるいは自動車に依存している。車を何台か持っている。そういった数字がこういうふうに出ているのかなと思います。

3ページ目を飛ばしまして、4ページ目、5ページ目、生活環境の地域差というところで言いますと、これは、アンケートで住民、市民に対して直接に「何が不満ですか」と聞いています。青が「満足」ということですので、都市の階層ごとに顕著に差があるものを幾つか見ていただきますと、一番右の欄、「バスや路面電車の満足度」、「福祉・厚生関係施設の満足度」、これは差は小さいです。「防災施設の満足度」。ということに相対差があるということかなと思います。

では、「バスや路面電車」に「不満」だと答えた人に何が不満かと聞いているのが5ページ目の資料です。運行回数が少ない。それは田舎に行きますと少ない。料金が低い。割高ですね。そういうところにも不満があります。

「福祉・厚生関係施設」ということで言いますと、左の下の表ですが、病院、診療所、これはサービスのレベルの前に、ある、ないといったところかと思いますが、町村において不満が高い。こんな構造になっているということでございます。

地域差の現状、さわりですが、概観していただいたということでございます。

論点ペーパーに戻りまして、これまでの地域振興施策、どのような目的のもとにどういうものがあるかという論点を提示しています。大きく2つありまして、より広域的な視点で活性化を目指す。それから、若干条件的にハンディキャップを有する遠隔地であるといったようなことで、ハンディを持っているところの支援施策といったような2類型があらうかと思えます。

パワーポイントの9ページに、我々が若干なりとも所管で関わっているものということで、例示を挙げさせていただいておりますが、例えば広域的な効果を期待する拠点形成型ということと言いますと、左から2番目の拠点都市法と俗称しているものが一つそうかと思えます。制度としましては、特別措置をいろいろ書いておりますが、地方債の特例、交付税の特例、税制上の特例、幾つかについて、この制度が特に教養文化施設とか研究施設

とか産業業務施設、そういったところに着目しておりますので、それに対する施策が有効と。

それから、右から2番目は、過疎地域促進特別措置法、いわゆるハンディキャップエリアに向けた制度ということで、制度的にはご案内の方が多いかと思います。人口要件と財政力要件で対象地域をくくりまして、下半分のところ、補助率の幾つかの施設を列記しまして、補助率の嵩上げ、地方債の特例、地方交付税の特例といったものをきかしているという制度でございます。

そのほか、離島振興法、山村振興法、半島法といったような制度がございます。

12ページをご覧くださいますと、拠点法でございます。当初の指定は、既に10年ちょっと前になりますが、全国で85地域指定されておまして、ここで例にしておきますのは、なんごく・こうちの拠点都市地域。これは、高知工科大学を立地するという一つの肝にいたしまして、いろいろな発展系を見いだしているというところでございます。

13ページをご覧くださいますと、条件地域施策の関係の対象エリアであります。ここには、例示として4つほどの制度を掲げています。過疎地域自立促進特別措置法は左上ということで、オレンジのところは施策でカバーところしているということで、面積的に言いますと、国土の約半分、人口的に言いますと7%程度がこの法律の施策対象エリアになっている。以下、山村法、半島法、離島法、ここに書いてあるような施策のカバーになっているというところでございます。

条件不利地域の現況ということで見ていただきますと、14ページでございます。人口につきましては、もちろん減少度合いが厳しいということですが、左下のグラフを見ていただきますと、特に全国平均と比べて高齢者比率が28.1%。これは数年前に既にこうなっている。若年比率が目立って小さい。財政力指数は全国の半分というのが過疎地域の概況ということでございます。

15ページをご覧くださいますと、そこにこういった施策を長期間やってきまして、どういう状況になっているか。例えばハードの代表、市町村道を見ていただきますと、左のグラフです。下半分が舗装率になっていまして、全国との差はあるものの、着実な改善は見ているというのが一つの評価かと思えます。

右下を見ていただきますと、無医地区です。昭和53年時点、無医地区数が全国で1750あるうち、7割が過疎地域で1168地域あったと。平成11年は全国で無医地区数が914に減少して、ただ、過疎地域の無医地区数は715までの減少にとどまっているというところかと思えます。

16ページ、最近特にとりざたされるいわゆる条件面での不利というのがブロードバンド。条件面の不利も、以前の下水道とか道路といったところから、こういったところへも皆さんの関心が移ってきているのではないかと。ADSLというところを見ていただきますと、これは合併前ですので、全国の3000団体を見ますと、452、ADSLが届いていないところがありますが、うち過疎地域が403を占めているといったところでござい

す。

実態という意味で18ページをご覧くださいますと、去年も何回か新聞に取り上げられたりしてきたんですが、過疎法というのは昭和45年以来やっていますので、それに基づいての過疎対策事業の投資額というものは、前の計画までの実績で、およそ60兆円。今生きている計画の計画額が24兆円といったことをございます。

おおむね何に使われているかというのが19ページでございまして、左が平成15年度ですが、大きいのは、交通・通信体系とか道路とか、こういう基盤のところに使われているのが額としては大きくて、その次に出るのが農業の基盤整備、これは圃場整備といったものですが、そういったところが額としては大きく出るということをございます。

このページの右下、過疎地域の市町村の歳入に占めます過疎制度によります過疎債とか国庫補助の嵩上げ、そういったものの寄与度を整理したところをございます。

もちろんこの制度自体、これまでも変遷を遂げてきていまして、17ページに戻っていただきまして、過疎法自身を例にとりましてご紹介しますと、昭和45年以来、10年ごとに時限立法を延長してきておりまして、いわゆる生活水準とか生産機能の維持が困難になっているといったことの問題意識、いわゆる格差は正論から地域の活性化論に、平成2年では法律を含めて変わり、平成12年、直近の6年前の改正では、自立促進。美しく風格ある国土の形成への寄与ということで、目的意識が若干伸びてきているということかと思えます。支援措置が若干変化してきているということでもあります。

21ページをご覧くださいますと、これは離島振興法を例としてご紹介申し上げますと、これは3年前、平成15年前に離島振興法が延長されています。その際に、右上にありますような配慮規定、無医地区以外の地区における医師等の確保といったこととか、高度情報通信ネットワーク、ブロードバンドがないということへの対応とか、農林水産振興といったことが法律に追加されまして、これを受け、議論を重ねて、平成18年度予算では、右下にありますような新たな共管3省大臣による指定事業が創設されたという経緯をたどっているところをございます。

論点ペーパーに戻っていただきまして、3の国が地域振興施策に関与する根拠、役割についてどう考えるべきかという部分があります。3つ矢印を置いていまして、地方分権が進展する中ということですがけれども、頑張るところにはインセンティブとか、あるいは競争環境といったところの役割があるのではないかと。

それから、地域間の共生、例えば国土保全、資源供給、自然環境といった、地方がそういった地域側からの国土全体への貢献といったものも一つ視野に入れるべきではないかと。

それから、もちろん従前からありますような、いかんともしがたい差の是正についての一定の責任ということは引き続きあるのではないかとということ論点として立てております。

3の柱書きの括弧の中に（EU等の諸外国の事例）というものがあります。EUなどで講じられている施策をパワーポイントの22ページから、さわりだけですが、資料紹介し

ております。

22ページでは、EUの地域政策ということで、スーパーナショナルな統合ですが、経済的社会的不均衡の是正・拡大を予防するというので、経済的社会的結束、Cohesionということに強く力点を置いて言っておられます。構造基金、ストラクチャーファンドという予算を7年間で約30兆円の予算規模を講じているということで、不均衡の是正について大きな予算の振り向けがあるということでございます。

具体的には23ページをご覧くださいますと、目的1、目的2、目的3とありますが、優先目的分野の目的1、低開発地域。例えば1人当たりGDPがEU平均の75%未満とか、密度が少ないとか、リモートエリアであるといったところについて、目的1は、主にインフラ整備に使われているお金が大半だと思います。先ほど申し上げました構造基金や30兆円の94%ぐらいがここに使われているお金ということでございます。

24ページは、EUの中でも若干、今申し上げました格差是正とはちょっと違う、農村地域全体の活性化を目的としたLEADER+（リーダー・プラス）事業というものが講じられています。これは、さっき経営論のところでご説明したようなこととちょっと似ていまして、農村地域を中心として、地元でローカルアクショングループをつくって、地域活動をいろいろしていきたい。グリーンツーリズムをやりたい。地場産業を振興したい。そういったことを地元で提案して、それでEUが直接にローカルアクショングループに対して支援策を講じるといった仕組みでございます。

選定の基準では、官民パートナーシップ、地域立脚型、我々のこの委員会の論議で言うと、地域支援型、活用型ということに近いと思います。実験的、ボトムアップ、そういった要素で選ばれたグループが補助金を獲得していくというEUの仕組みが講じられています。

25ページですが、EUのご紹介を最後としまして、冒頭にご説明した構造基金は、国家間の不均衡是正のために、各国の中のテリトリーに支援するというところですが、それは各国独自に持っている制度に上乗せして支援するという枠組みになっています。したがって、各国自身は、自前の周辺地域の支援制度を持っているということでありまして、イギリスでは、包括再生補助金というものを持っておられます。事業主体は公共団体、民間団体などの官民パートナーシップということが義務化されているということで、この10年の間で仕組みが官民パートナーシップ型にこの世界でも変わってきているという一つのご紹介でございます。

こういうEUとの事例を参考にしまして、3のような役割論というのが引き続きあるのではないかとということでもあります。

論点ペーパーに戻っていただきまして、4ですが、こういう認識を踏まえて、今後どういう頭で物事を考えていけばいいのかということなんです。

1つの視点として、財政制約の実施。市町村合併が進んでいて、公共団体の体力自身は大きくなってきている。三位一体改革といったようなことで、先ほどのいろいろな施策が、



地方債制度、あるいは交付税制度によっていますが、そういった仕組み自身が変化してきているということが一つかと思います。

それから、従来の拠点形成型、先ほど拠点都市法でご説明しました。どちらかと言えば、地方への機能分散・施設配置ということで、底上げスピルオーバーを目指していきたいということにしますと、相対的な問題ですが、いわゆる地域支援型、地域支援の発展開花型ということが軸になるべきではないかということが一つの論点。

それから、地域で本当に何が困っていて、何が必要とされているのかということは、施策面に反映していくべきではないか。額的に見ますと、ともすればハードが大きくなるわけですが、それだけでいいのかどうかといったような視点が要るのかなということでございます。

2ページ目にいきますと、地域経営論のところでもご紹介しましたし、EUの制度でもご紹介しましたが、行政だけでやっていくという視点ではなくて、いろいろな民間主体が連携していく。そういったことへの着眼が必要ではないかということでもあります。そのような活動を促進していくために、情報とかノウハウ、知見面、人材面、いろいろな支援の視点が必要ではないか。また、行政団体だけでなく、そういった主体が直接に行政対象として置くということでもあります、既に一部の施策で、既交付金が当初のお約束が履行されない、政策的にコミットメントしてもらったことが履行されない場合には返還してくださいといったような施策もありますが、施策の実効性を高めていくための厳格な評価とか工夫が要るのではないかとございませう。

現行の条件不利地域に対する支援策についても、定期的な検討が必要ではないか。

それから、いろいろと制度も長いことやってきまして、地域におけるニーズに沿った本当の支援メニューというのが措置されているのかということで、例えば携帯電話というのがしばしば話題に出ますけれども、そういったニーズに合ったという意味でのメニューも要るのではないかと。

もう一つの視点としまして、他地域と比べて劣っている、条件が悪いというだけでなく、自立とか国土への貢献、先ほど国の関与の論点のところでご説明しましたそういったこと、あるいは実際に法律改正のときに、その都度そういった視点が追加されていく、そういった思想を踏まえると、支援メニューも見直しが的確に行われるべきではないのかということの一つの論点として提示をさせていただいております。

以上、駆け足ですが。

○委員長 どうもありがとうございました。

今、参事官からお話しいただきましたように、議題2は、条件不利地域が特に問題であります、今まで国が関与してこられたところでございませう。先ほどパワーポイントの資料にございましたけれども、過疎だと人口で7.3%、面積で51.7%、山村振興法ですと人口で3.6%、面積で47%を占めておるとございませうし、また、地方自治体のほうでは、そういったことが全国に貢献しているんだ。自然環境とか国土の保全

とか、そういった点もしっかり見てほしいという声も強いと聞いております。国の関与、今後どうあるべきかということが中心なのかと思いますけれども、ご意見をいただければと思います。

○委員 絞り込んで2点だけ申し上げたいと思います。

1つ、国が関与する根拠をきちんと精査するということが大変重要になってくると思っております。計画部会の議事録を拝見すると、こうした論点よりも、さまざまな地域振興立法の統合という、いわば横の議論が中心になっているようなんですが、それも大切かと思いますが、私はむしろ縦のほうの議論がより重要。すなわち、市町村合併、あるいは分権というのは既に進んでいる論点でありますので、それに対してどう対応するのかというのがより重要な論点だと思っています。

その点で言いますと、私自身は、国の関与は今後も引き続き相当強力なものが必要だと思っております。その根拠として、周辺化という言葉を使ってみたいと思います。これは参事官からも出てきているわけですが、市町村合併の振興によって、過疎地域あるいは条件不利地域が大きな市の周辺地化しているという実態がございます。例えば広島県のように、中山間地域が奥深いところでは、中山間地域同士の合併があるわけですが、そうでないところ、例えば山口県のようなところは、ふもとの都市部から山間部まで、縦の合併が急速に進んでおります。こうなると、条件不利地域というのはまさに周辺部化するわけで、こういったところに対する市町村、団体自治のそこに対する投資のインセンティブというものを、国自身が何がしかの誘導をする必要があるのだらうと思います。繰り返しになりますが、国がインセンティブづけをして、それに対して基礎的自治体がそれをシステム化する、例えば周辺地域整備条例をつくるとか、そんな仕組みづくりが求められていると思っております。これが1点目であります。

2点目については、今後の都市がどうあるべきかというのは大変よくまとまっていると思います。いわばスローガンの話をして恐縮なんですけど、おそらくハードからソフトへ、あるいはハード・プラス・ソフトへ、そういうことここに提示されているのだらうと思いますが、この言いぶりというのは随分使い古されたものでありまして、もうちょっと新しい言いぶりを考えていいのではないかと考えております。先ほどの話で言えば、地域経営に即したとか、例えば手触り感があるとか、身の丈に合ったとか、オーダーメイドとか、そういう言葉がいろいろ出てきておりまして、そういう意味で、ソフトという言葉の一步先に進んだ議論をしてもいいのだらう。もう既にしているわけですので、それをスローガンのように表現するキーワードをつくってもいいのだらうと思います。人によっては、ハードからハードへという言葉もあるんですが、これは随分浅薄な議論でありますので、もうちょっと奥深いキーワード、私自身もアイデアがなくて大変恐縮なんですけど、つくっていただきたいなと思っています。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 資料の中でもEUの話のところ、効率性の要請から、限られた数の優先的な地

域に集中するという話が出てきていまして、全体のまとめ方もそうなっていると思います。先ほどの財政制約が深刻になるというのを既定の前提だと置くと、集中して効率性を高めていくというのが非常に重要だと思います。その観点から、まとめでも書いているように、地域資源を利用していく、地域の特性を活かしていくというのが効率性を高めていく一つの手段だろうと思います。

先ほどの1つ目の論点のところ、地域の経営や自治体の議論が出てきていました。地域が自ら考えて、その考えたことに合ったような後押しを国がしていくなどのやり方で地域づくりをすることで効率性も上がると思います。そういった手法に関しては、イギリスの例に見られるように、包括補助金のような形で、用途をある程度自由にした金を地域に渡すことが大事になると思います。それによって地域が当事者意識をもって自ら経営していくことができる。もっとも効率的なお金の使い方をする努力が、お金を使う側の意識として出てくるだろうと思います。

その観点で言うと、まとめのところ、先ほどの4の2ページ目の最初のところで、既交付金の返還措置等の厳格な評価や工夫が必要ではないかというのが書いてあります。もちろん政策目的に合った使い方がされているかということでは、厳格な評価や工夫が必要だと思いますが、手取り足取り、はしの上げ下ろしまで指導するような形になってしまうと、先ほどの地域経営なり、あるいは当事者意識を持って効率的な財源の使い方をしていくという方向と逆行する面も出てくるおそれがあります。したがって、このあたりは、厳格な評価や工夫という部分と、当事者意識を持った自立的な地域経営という考え方が調和していくことが必要ですし、そのためにどういうことが考えられるのかを検討していくことが必要だと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 前回、地域の問題の担い手問題というのが話題になったと思うんですね。問題がいっぱいあるのはわかっていて、みんなこうしたほうがいいというのもわかっているけれども、誰がやるのかが見えない。その話があった後に、きょうは国の支援の話になっているんですけども、これはコインの裏表の話であって、国は一体誰を支援するのかという問題が、私は非常に大事だと思う。いろいろな地方を見ていてすごく思うのは、役場経営と地域経営は全然違う。昔は一致していたけれども、最近ものすごく違ってきている。役所の能力の問題もあるし、財政破綻の問題もあるけれども、多分、再生とかを考えるときの担い手は、言い切ってしまうと、役場にはほとんど期待できないと思う。役場に流れているお金とか権威というものは使えるけれども、実際、動いている地域を見ると、地元のビジネスをやっている人たち、財界人と言うほどのものではないけれども、ちょっとしたビジネスをやっている人たちが集まって、この地域はどうするんだということを議論している。そこから役場が変わっていく。これが普通の流れであって、その種の地域再生の民間人の会議体みたいなものが先だと思う。それができて、「株式会社何とか村」、「株式会社何とか町」というような、三セクかNPOみたいなものができて、そこが役所の縦割りを

壊していく。そこが路線バスがなくなった後にバスを走らせる、あるいはエコツーリズムと農業と観光をつなげたようなイベントをやり始める。こういう流れが再生の普通のパターンだと思う。

何が言いたいかというと、国が役場にさらにお金をあげるのはもうやめたらどうか。これ以上渡してもろくなことはない。レス・イズ・モア“less is more”という言葉が開発経済の世界にはあります。これと同じ。地域の住民任せというのも、私はちょっと違うと思う。住民だけではなくて、経営能力を持った人たちが主導して再生プランを考えるほうに、かなり強烈にガイダンスしていく必要がある。

3-1の資料を見ていると、どうもあまり新味がない。海外はみんな援助しています。我が国も援助が必要だと、平たく言うと、そういう風に見えてしまう。今まで議論していた部分は非常に斬新で、よい提案、切り口があったと思うんですけども、いきなりここに落ちてしまうのかという落差をちょっと感じる。誰を支援するのかという客体の話をきっちりやる必要がある。

○委員長 このところは非常に難しいところですね。

○委員長代理 今のお話と関連して2つ。

今、いわゆる中山間地域の農家に対しては直接支払いの仕組みができていますし、議論としては、環境面での直接支払い制度というのは農業サイドからできてきます。そういうのところで言っている地域振興である程度条件不利地域の支援施策をどういうふうに区別するのかということですね。これは今すぐでなくて結構ですけども、少し整理した上でお示しいただきたいなということが1点です。

もう一つは、農政サイドでもすぐEUの話が出てくるんですけども、EUが地域支援政策をやっている一つの理由は、国防上の理由があるんですね。周辺地域で農業なり酪農を維持していないと、国土を守れないということですけども、資料3-1のペーパーでも地域間の共生の確保の中で領域確保という位置づけがありますけれども、例えば三宅島が噴火で人が住まなくなったときに、三宅島に行って、あのあたりを船で見てみますと、三宅島の漁船が回遊することによって、スネークヘッドに乗せられてきて、東京のコンテナ埠頭に積みそうなあやしい不審船を発見できるわけですね。そういう形でへき地をきちっと支援していくということは、大都市だけじゃなくて、国全体の安全・安心にもつながるんだという意味合いもあるので、EUの事例を考えるときに、今のある程度のもの、国がやっている本来的な意味合いというところをよく踏まえた上で、どういうふうに取り入れたらいいのかなという議論をする必要があろうかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 今のお話と関連して、国としてある程度手を入れるべきというのは、基本的に賛成です。あと、こういう話をするときに、これから10年間に24兆円という額に驚いたんですけども、国家予算レベルに比べてもかなりの額にあたりまして、正直言うと、満足が上がるというのはあり得るんですけども、満足が上がるというだけでは、どれほど

の国に経済効果があるということを定量的に示せないのが、地域に住んでいない人の目から見ると、これだけお金を入れているのかという厳しい目があるかなという感じがしています。私は、この中では比較的若く、もう少し長生きしないといけないので(笑)、そのような多額の予算を単に満足度を高めるためにという意味でたくさん入れていくのもどうかかなという感覚もないではありません。

そういうときに、条件不利というのはわかるんだけど、どの程度までがミニマムか、つまり、どの程度まで整備すべきかという議論が、これまで歴史的に見て本当にされているのかはかなり疑問を持っていて、そこがないゆえに、縛りがなくて、まだまだ投資しなければということが起きている気がしています。多分、どう頑張っても公平に全部同じレベルで整備することはあり得ないと思うんですね。そこら辺の議論が非常にナイーブであって、そういう議論を避けていると、この先、そういうことが不明確なまま、条件不利地域政策というのはどんどん無尽蔵に続いていくおそれはないかと感じています。

例えば、交通とかITとかの観点で言いますと、道路をつくって、その後、メンテ費用がかなりかかるわけですね。だから、単につくればいいというものではなくて、その後、かなりのお金をかけて維持しなければいかんということを考えなければなりません。ITですと、初期コストは多少かかるかもしれませんが、メンテはそれよりもかからないかもしれない。昔、交通の分野で、交通と通信は代替するという議論があったんですけども、結局は代替しなくて、Eメールが発達したがゆえに会議がたくさん増えたという話もあります。地方でも、ITが整備されることによって、行くことなく商品が注文できます。そうなるとう物流が促進されます。そういう側面も出てきていますので、交通でも整備のみを考えるのではなくて、ほかの代替できるようなインフラとどうやって整備を折り合っていくかということこそそろそろまじめに議論しないと、というふうに思っています。

どの程度までミニマムかという議論をするときに、地域には、「俺らのところにはこれだけしか整備されないね」ということは明確にわかってしまうわけですね。そうなってくると、その地域で住むということは、ある種の覚悟が要る。このぐらいのサービスしか受けられないということをおある種宣言されてしまうということになりますが、それでもそこに住みたいということであれば、その程度までは支援してあげてもいいのではと思っています。

長くなりましたので、これでやめたいと思います。

○委員長 今の先生のお話、こここのところのポイントが一つあると思いますね。どこまでやるのか。我々は阿寒湖や山口県、島根県に行きましたけれども、私のような地方出身の者から見ると、「縄文の館」があったところ、あそこは、今から公共投資をすべき場所ではないだろうと。幹線道路が通る場所でもありませんし。ただ、鉢巻きをやっていたおじさんがいたところ、津和野の奥のおくがのなんかは、ああいう人がいるかどうかで、地域が生き生きとしているか、沈んでいるか、この境目のところなんですよね。ああいうところを落としてしまうと、島根なんて大体ああいうところばかりなんです。ただ、そうい

う中心になっている人がいるかどうかという話なものだから、今の先生の話はポイントだと思いますけれども、非常に難しい問題を抱えているなと思います。

○委員 参事官、ハンディキャップという言葉は、条件不利と言いかえられたほうがいいのかもかもしれません。WHOでも、障害者とか障害というときにハンディキャップは使わないようにしようというふうになっていますので。

私も多少は福祉に関わっていたところもあって、今回ずっと考えていたんですけども、どこまで条件不利地域に税金を投入すべきなのか。よく福祉の世界では、「魚を与えるよりも魚の釣り方を教えよ」という言い方をしますよね。それをずっと考えていました。ですから、自立できるように何らかの支援をして、それについてこれるところは、鉢巻きのおじさんのように支援をすべきだと思いますけれども、そうでないところに対してどこまでやるのか、確かに議論のあるところだと思います。ただ、例えば障害を持つ人に関して言っても、本人たちは、国からお金をもらうよりは、自分で税金を払う側になりたいんですよ。そこを忘れてはいけなかなという気もします。

そういった意味で、私は提案させていただきたいのは、これまでの議論をお伺いしていて、例えば地域の大学や高校が、その地域の地域経営学としての拠点、そして地域学としての拠点になってほしいというところなんです。どうすれば自分たちの中のリソースをきちんと把握して、自立した地域経営ができるのか。それぞれの地域大学がそれを考える場となって、そこにNPOの人々や市民が集う。そこでシチズンシップエデュケーション、市民教育が行われる。今、横浜では、横浜学というものを高校でも教えようかという動きが出てきているんですけども、そういった形で、自分たちの地域がどういう歴史を持ち、どんな文化を持ち、どんな工業と人口と問題を持ち、それをどうやって解決しているか、それを学生や市民がともに考える場としての高等教育としての大学、高専、高等学校、そういうものが地域にあれば、もう少しこの中の問題点が変わってくるのではないかという気がするんですね。

26ページの中にも過疎地域に望まれる施策として、保健・医療・福祉サービスの整備というのがございます。先ほど、お年寄りが地域に社会的入院しているという話がありましたが、今は3カ月で出されてしまうんですよ。嫌でも。例えばハワイとか佐久のような地域というのは、長く入院させないために、とにかく病気にさせない。予防医学というものをとても熱心に行っていますね。ですから、備えをするということ、そちらのほうにこれから私たちも意識をシフトしていく必要があるのではないかという気がします。病気になりたいわけじゃないんですよ。そこに幾らお金を投資してももったいのだったら、病気にならないための、言ってみれば健康サービスと名づけたほうがいいのか、そちらのほうに私たちも予算を投じて、医療のほうでどんどん高齢化の結果としてお金がかかっていくのをやめていく。むしろ健康サービスのほうで雇用が生まれていくような仕組み、そちらのほうを考えたほうがいいのかという気がいたしました。

○委員長 ありがとうございます。大学の問題、岩手県立大学に総合政策学部というの

ができていているというのはまさにそういうことなんですけれども、総合政策は、慶応の総合政策のように、大都市のほうが社会科学というのは、人文科学もそうなんですけれども、活発なんです。その辺の悩ましさがどうしてもありますね。優秀な人はいらっしゃるんですけれどもね。

○委員 先ほどから論議の中で、地域振興施策を展開する上で、日本がこれまでやってきたのは地域指定型なのです。それは、行政としては特定の個人につながるような支援はやらないということがあって、公共性を担保するために、地域の概念を持ち上げて、支援策を入れるというのが、基本的に国が市町村を対象にして補助金を流す仕組みだったと思うのです。けれども、その限界が見えてきているのだと思うのです。地域といっても、それを実際に担っているのは一体誰なのかという人の姿が見えなかった。でも、実際にはその人がいるかないかによって、活力の出方が違うということが、みんなわかっているわけですね。ところが、個人を見たときには、支援策は出せないというのがこれまでの公共政策の限界だったと思うのです。だから、少なくともEUのやり方から学ぼうというのは、一つのテーマについて、行政が個人あるいは個人の集合体である法人と契約をしてでも、その地域の課題を担わせるという仕組みをどう農村型で展開するかということだと思うのです。これが十分にできないような状態で、今の地方自治体にすべての権限を任せるとしても、今の地方自治体もまた実際に支援策についてのノウハウがわかっていないところが一つ大きな問題だと思っています。

そういう意味では、先ほど、住民というのは概念として曖昧すぎるというお話がありましたけれども、ある一定の責任を持たせるということから言えば、それなりに法人組織も必要になってくると思いますけれども、その訓練は直接支払い等で随分でき上がってきていると思うのです。集落でも法人になれるわけですし、また、今までのようなさまざまな法人格を持ったものでもできると思います。そういったところが多様な事業を展開できる仕組みを考えて、それに対してどのような支援ができるのかというところで、前回論議されたリレーションバンキングのような仕組みから学んで、公共施策が展開できるようになればいいのではないかと考えています。

実際に行って、条件不利だと言われるようなところも、見方を変えれば魅力だということで、先だってもハワイに行っていたのですけれども、ハワイでは、公共の道路からはるかに離れたところで、公共の水も提供できない、電気も提供できないというところに、アメリカ本土から移り住んで、自分で電力を自給し、自分で雨水をためて浄水して自給して住むという人たちがかなり住んでいるのです。そういったところについては、初めから公共の側からサービスは提供しませんよ。やるなら自分たちでやってくださいと、それぐらいいつぱねているのですけれども、それにチャレンジしている人たちも入ってきます。そのあたりが、今までの共同体論の流れの中で共同体を持続させるということだけ考えるのではなくて、新しい地域の魅力を見だし、そこに住もうという人たち、あるいはその中で新しい仕事をやろうとする人たちの入る余地を生み出していくということも一つの課題

かなと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

あとお一人ご発言いただいて、3の議題に移らせていただいて、その後また議論していただきます。

○委員 これは都市部からあげるというだけじゃなくて、部会のほうでやっていると思いますけれども、国家全体のバランスをどうとろうかというところからスタートしていると思うんですね。困っている人がいるから、そこを助けようという発想も一方にはあるけれども、もっと大きな意味としては、向こう100年間なり何十年間なり、国土利用のバランスをどうやって保とうかというところがあるので、その辺のところをしっかりと見ておきたい。環境、伝統、文化、みんなまとめて、国家としてここは保存、支援して頑張ってもらおうということであると決める。そのあたりを詰めていけばおのずと落ち着いていくでしょう。国全体としてのバランスを考えようというところをきちんと押さえておけばいい。ここで大事なことは、どういう生き方をするのかとか、どういう国づくりなのかという話です。

それで、先ほどの話ですけれども、70～90までの病気の人というのは、大体20%ぐらいですかね。その人たちはこれからどのくらいの数になっていって、どのくらいの財政負担があるのか、それを明確にして、もっとしっかりした形で補助するというのは僕も賛成ですけれども、そのパーセンテージがきちっとすれば、元気なお年寄りに頑張ってもらうことも考えられるわけですね。

20%の人々にきちっとしたことをしなければいけないというのは私も同感なんですけれども、逆に、元気なお年寄りに頑張ってもらう、病気を出さないように努力するという双方で計算を出してみれば、どの辺のところか現実的なのか、どっちが得か考えてみようということではできると思うんですね。

それから、介護のこともそうですけれども、介護保険を払って、介護保険の世話にならないほうが誰だって幸せですよ。介護保険を払ったからといって、寝てしまうよりは、払って、そのお金が人さまのお役になって、自分はびんびんしているというのが一番幸せですよ。そういう考え方をもうちょっときちっと出さないといけない。ある国会議員が、私は議員の間に何百万円だか払ったのに損だ、という言い方をしていましたけれども、それはちょっと卑しいと思うんですね。だから、物の考え方として、年寄りの問題ということに関しても、介護保険を払った上で自分は病気にならない。そのお金は人さまの役に立つ、そういう物の考え方といいますか、そういったものをもうちょっとどこかにニュアンス的に少し出したいなという気がいたします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、3番目の今後の集落のあり方について、事務局から説明をお願いいたします。

○参事官 それでは、3番目の議題について論点だけご説明させていただきます。

今、2つ目のテーマにつきまして、私に多岐にわたるご意見をちょうだいしました。何



点かだけ3番目に行くまでにコメントさせていただきたいと思います。

これは、今回の論点のペーパーのつくり方から、特に3番のところがわかりにくいかもわかりません。幾つかの種類異なる制度につきまして、それに関わる根拠みたいな書き方をしておりますので、我々がいつも中で議論をするときにも、地域の活性化を図るための施策と、あくまで条件の不利性や何かがないということについて、ミニマム論議的に何か考えなければいかんという責任論とが、我々の中の議論でもしばしば混同するわけですが、いろいろな施策を考えるにあたっては、その2つはある程度頭を切り分けて論議すべき部分かなと思っています。その部分が若干これまでの仕組みにとらわれている部分があるかもわかりませんが、例えば活性化の論議のときには、前回は担い手論議に相当ご議論いただきました。今回の論点ペーパーの2枚目の一番上の「・」は、まさに地域経営論でもお話ししました、自治体だけではない、それ以外の主体によります地域の活性化ということを目指していくということで、我々なりに新しい視点を打ち出しているところかと思っています。

一方、最低限のというところは、委員からもミニマム論議のお話をちょうだいいたしました。なかなか難しい論議のところ、最後何がミニマムかと誰かが決められないところかと思っています。コンセンサスにゆだねざるを得ない。ミニマムであるから、ミニマムを担保するための支援ということになると、これまでの物事の考え方は、最後は議会制民主主義でいきますと、ここが国会の判断になってきているというところかと思っています。それにどれだけの議論ができるかというところがきょうご指摘があったことかと思いますが、これまでの経緯としてはそうであるということです。

また、国防についてというようなことをご議論がございました。17ページに離島振興法の改正経緯がございまして、直近の改正では、我が国の領域の保全といった問題意識が出ていまして、そういった議論はまさに中に出てきたということかと思っています。

健康サービスの分野は、多くの人に高齢者との関係でご議論いただきました。前回の活性化論議でも、高齢者というところについてどう考えていくのかということの一つの大きなテーマとしていただいております。ぜひ次回、集中的にご議論いただきたいと思います。

ということをお次の予告も含めて申し上げまして、集落の論議のほうに入らせていただきたいと思っています。

集落の論議のほうは、資料4-1と4-2ということでございます。

集落論につきましては、11月の下旬に山口県なり島根県なりに行っていただきましたので、若干の感じはいただいているかと思いますが、そのときに現地は見えていただきましたけれども、統計的指標についてはご覧いただいておりますので、資料4-2で全国の集落というのがどんなふうになっているのか、まずそちらをざっとご覧いただければと思います。

資料4-2の3ページをご覧いただければと思います。いわゆる過疎地域の集落なり人

口なりがどれぐらい日本で数えられているのかということですが、集落数は5万弱、人口としまして800万弱ということかと思えます。集落というのをどうとらえているのか、一つのまとまりという以上の難しい定義はないんですが、3ページの表3をご覧くださいますと、村におきましては、平均値として123人ぐらいの人口であるということです。

次のページをご覧くださいますと、それを世帯数で見ると、表5を見ますと、村で見ますと、平均値で39世帯ぐらいがそうである。

それから、しばしば高齢者の問題が出てまいります、表7をご覧くださいますと、高齢者割合が50%以上の集落が、村では10%を超えているということがございます。

6ページをご覧くださいますと、この40年の間に集落の様子がどう様変わりしてきたかというのを概観いただけたらと思います。山口県に行っていたということもありまして、この40年で山口県の集落、いわゆる農家人口がどうなっているか。40年で総人口は100から33%ということで3分の1になっている。青年人口は100から14、7分の1になっている。壮年人口は100から33、3分の1になっている。高齢者は100から98、ほとんど変わっていないということが端的な人口構造かと思えます。

7ページをご覧くださいますと、先ほど、市町村アンケートの関係のお話が出ました。これは、新潟県の合併前後の市町村数自体は35ということで、3分の1以下になっておるんですが、当然ながら裏返して1市町村当たりの集落数は135と増加している。特に上越市、新潟市、大きいところでは672とか584とか、多くの集落を抱えて、こういうことで大きくなった団体の周辺への目ということでご懸念されるところがあるかというのが先ほどのご指摘かと思えます。浜松市では800という集落数を数えているといったところもございます。

8ページは、集落機能としばしば読み直されます。これは現地でもいろいろ見ていただきましたが、集落機能、しばしば資源管理機能、生産補完機能、生活扶助機能、こういったことで読み直されます。

アンケート的には、右にありますように、その機能を維持するのは困難なのは10%ぐらいというのが公共団体から返ってきているということがございます。

12ページが集落の住民がどのようなことでご不満を持っているかということ。左のグラフをご覧くださいますと、人が少なくなって活気がないとか、道路の状況が悪い、冬の雪が大変、農作業が大変、働く場所、公共交通の問題、病院・診療所の問題、そういったところがあげつらわれているということがございます。

もちろんいろいろなところで集落活性化の取り組みということもされているわけでありまして、16ページをご覧くださいますと、いろいろなところに中心広場があって、そこが周辺とネットワークを持って支えているということですが、もう少し実感を持っていただけなのは、17ページ。これは、先ほどもご紹介しましたように、行っていたいただきました二保地区であります。思い起こしていただきますと、あそこの「道の駅」は、道の駅の直販施設だけでなく、Aコープ、郵便局、市営バスの回転場、いろいろな機能を持って

います。さらに、その2階は、コミュニティ施設などもあって、まさにその地域の中心になっている。ここは、先ほど申し上げました協議会的な組織でいろいろしているということでもあります。その一つの典型的な活性化の例ということかと思えます。

その次のページは、津和野の野中地区の、先ほど委員長からもお話が出ました、「縄文の館」というレストラン。ここは収入面で見ると、一人一人の家庭に渡るのはわずかかと思いますが、非常に生きがいをもってされているということで頑張っておられたと思えます。

19ページをご覧くださいますと、これは広島県の庄原市高野町の高暮地区というところで、つい最近、ITを使いまして、コミュニティ内のネットワークを高めようではないかということでもあります。概要を見ていただきますと、Iターンした数学者がNPOを組織して、パソコンとプリンタを組み合わせて各家庭に置いて、難しい操作が要らないように、現時点ではほとんどFAXに近い扱いで情報が回るようになってきているということで、その取り組みを庄原市が補助資金を使って支援されているということでもあります。これで冬季の積雪のために情報が届かないという問題を解決したり、あるいはコミュニティ相互間の連絡が非常によくなっているということで、始まってまだ4カ月ぐらいですので、効果のほどはこれからだと思いますが、一つの取り組みがされている例ということでございます。

以上、いろいろな取り組みの中で頑張っている例を概況ということで見ていただきまして、論点ペーパーに入らせていただきたいと思えます。

今後の集落のあり方についてということでもあります。冒頭、市町村合併が進展する中、先ほど、問題意識を提起していただきました。今後の地域社会、とりわけ密度の薄い集落ということでは、すべての地域民が相互に絆、縁、つながり、社会学でソーシャル・インクルージョンという概念だと思います。そういった視点がより重要ではないか。特に地形的に孤立したところもあるわけで、前回、今回、非常にご議論の多い、高齢者の社会とのつながり、こういったことが大事。その際、ITの活用、いろいろな工夫ができるのではないか。ITの例は、今、庄原の例でご覧いただいたとおり、いろいろな工夫があると思えます。

2つ目の論点としまして、ただ、人口減少局面があります。存続が危ぶまれる集落があるわけですが、災害が頻発するといったところで、そういう状況でいろいろな不安や要望が出てこようかと思えます。そういったところについては、行政が継続的に関心を示していく、関心の対象であるという姿勢はもとより大事ではないかという論点を書かせていただきまして、さらに新たな局面に差しかかるときに、もちろん従来からそうですが、改めて将来を見据えた集落のあり方とか、公共的な投資・土地利用といったことを考えていくことが必要ではないかという論点を提示させていただいております。

それに対して3番ですけれども、住民相互、住民、行政の間で将来像を共有していこう。その際には、行政が必要な情報の提供を行っていかなくてはいけない。例えば、どのようなサービスが行政を通じて提供できるか、あるいは住み方の選択肢はこうあるのではないか

といったいろいろな情報を提供していくということが大事なのではないかということで、将来像をきっちりと地域の住民相互、行政間で共有していくことが一つの大きな要素として、このタイミングでもあっていいことではないかという論点を提示しています。

2ページ目、4番ですが、先ほど防災ということを申しました。実際の防災事業、相当山奥の集落で、その上の砂防事業に30年、50年の単位で取り組んでいるものがあります。実際問題、相当な時間がかかるということで、あくまでも自主的な判断によるべき部分ですが、集落の移転ということを選択された場合、新しい住み方とか雇用、生活再建ということについて、入念な対応が必要ではないかというところを柱としております。

それから、例えば管理者が不在になったような家屋・宅地、その他の資産について、一定の工夫、仕組みが必要ではないかということで、この点、ある町で、既に条例で土地の売却の斡旋とか、公共団体の引き取りといったような仕組みを講じられている団体もございます。

後半の論点についての資料をめぐっていただきたいと思いますが、パワーポイントのほうの26ページです。これは第1回の資料でもご提示させていただきました、公共団体のアンケートで言いますと、自分の行政区域内に消滅の可能性があるかと回答してきた自治体が約2割いるということでありまして。

27ページをご覧くださいますと、非常に存続が危ぶまれるというところで、これは旧国土庁時代に平成11年に調査したものです。平成11年からとっていますが、平成11年時点以降の10年以内に消滅の可能性があるかと答えた集落の数が419。それから、その10年以降というところで1690ということなんです。

例えば、どんなところを消滅の可能性があるかと自治体の方が見ておられるのかということですが、右の円グラフを2つ見ていただきますと、人口規模で24人まで、世帯規模で1桁、こういったところについて、存続が危ぶまれると考えられておられるということでもあります。

ただ、そういったことについては、他の見方もあろうかと思えます。28ページをご覧くださいます。先ほどから担い手論というのが出ておりますが、それとも関連すると思えます。壮年人口が4人とか3人とかになってくると、高齢化率、集落協定の締結率で、もう少し壮年人口がいるところと顕著に差が出てしまうということで、担い手論というのがここにも一つ関係した論点として出てきているのかなと思っております。

30ページをご覧くださいますと、先ほど防災の論議を4番の柱でご説明しました。これは、昨年、内閣府で調査したものでございます。冒頭の存続が危ぶまれる集落とちょっと母数が違いますので集落数は合いませんが、孤立の可能性がある集落数ということで、例えば農業集落1万7451ということについての29%は孤立する可能性があるということで、公共団体から話が戻ってきているというところがございます。

ちなみに、これを人口とか世帯数で見ますと、このページの下から3～4行目のところ、孤立可能性のある集落数を世帯数、人口に換算すると、農業集落で80万世帯、260万

人といった数字の数え方になるということでございます。

以後、若干の資料がついておりますが、論点に係るものとして、以上ご紹介させていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

この部分につきましては、限界集落であります。ご専門でやっていらっしゃる先生にご発言いただく。時間が余りましたら、ほかの委員の皆さんにご発言させていただくということにさせていただきたいと思っております。

○委員 集落というのは、実際には単なる組織というのではなくて、資産を持っていたり、資産を管理したりという実態のある、個人と同じぐらいの存在ですね。ところが、それが持続できる条件というのが今かなり内容的に変わってきているということは確かなのです。高齢者が多いというのは、その集落を支えていたもとの家の持続性が欠落してしまったということですね。3世代、4世代と続いていく、また後世もずっと続いていくであろうと思われていた家、その家の連合としての集落という構造が、事実上、この1代で終わるかもしれないということになってきて、その集落をどれだけあてにできるのかが一つの問題になってきているわけです。そうすると、公共政策のほうでその集落を存続させようと考えても、事実上、その期待に応えられないような状態が出てきているということになるわけです。

そこで、一体どのような形で持続可能な形にしていくかを考えようとするれば、当然その次の世代が残るようにならなければいけないけれども、今のように、農業、林業、漁業ということだけでその地域の主幹産業を考えている限りは、ほとんどしばらくは見通しを持った絵が描けないことがわかってきているわけですね。そうすると、その点では集落の維持存続の条件の一つが欠落するわけです。

もう一つは、今集落の消滅がどうのこうのという話になってきている所では、産業面での問題ではなくて、生活を支える共同の仕組みが、ぱらぱら人がいなくなる、農家がいなくなるということで、支えられなくなっていく。つまり、相互扶助で支えていた生活の共同が、今かなり危機的な状況になってきているのです。

では、そのまま放置すればいいじゃないかという話が時々あるのですが、放置したときに、今の高齢者を全員都会のほうに移したとした場合に、その人たちはみんな、いろいろな意味での社会的サービスを受けるほかない人たちかもしれないですね。そういうコストを考えたときに、実際、その人たちがその地域に残っていて生活を継続しながら、その地域の資源を支えている機能をどれだけ評価して、そのことに対しての敬意を払えるかということも一つの視点としては重要なのではないかと思っているわけです。

そういう意味では、集落の中に残された人々の力をどのように引き出せるのかというのが一つの課題ですが、もう一方で、もうこれ以上は他人を支えられないということで村を離れることに手を挙げそうな人、あるいはそういう集落が出てきていることも否めないわけです。こちらのほうだけをあまり強調しすぎると、集落を切り捨てるか、みたいな大き

な話になってしまうので困るのですけれども、そうではなくて、ぎりぎり今まで支えてきたけれども、どうにもならなくなったという人たち自身で最終的な選択をして、その人たちがその集落を離れることに対しての円滑な措置支援策も考えなければいけないだろう。あるいは、気持ちとして離れられないけれども、手助けが必要だという人に対しては、そこに居続けてもらうために、さまざまな社会的なサービスを、コストがかかるかもしれないけれども、最後まで支援し続けるという仕組みを考えていくということが必要なのではないかと考えているわけです。

そういうこともありまして、以前、宮崎県の北郷村で、これも今は合併してしまったのですけれども、そこでの新しい過疎計画を立てるときには、集落移転のテーマにあえて取り組みまして、それでいろいろな人たちと検討して、基本的には集落の人たちの決定にゆだねるということで進めてみました。そうすると、結果としてみると、残る人と離れる人が出てきました。残る人たちというのは、我々から言うと、離れたほうがいいのではないかと思われるような最高齢層の人たちなのです。でも、この段階で移ったって、新しい生活の見通しも立たないということで、残ることを選択されたのですが、次の世代、最高齢層の人たちを支えていた人が、自分たちはこれまで頑張ってきたけれども、次のことを考えたら、自分たちを支えてくれる人たちがここに居る見通しが無いということで、北郷村の中の中心集落に移転されることを希望されたのです。その間は、消防の問題から生活道路の問題、水道の問題、資源の問題、神社、祠の維持の問題、すべてを話し合っ、最終的にその人たちの選択の道ができるだけ実現するようにして、移転を希望される方については、北郷村の中に移転用の団地を形成して、そちらのほうに移っていただき、残った方については、福祉の分野で言うところの訪問介護、訪問看護、あるいは移動販売車の差し向けといったような届けるサービスを工夫するというところで何とか切り抜けたというところ。このあたりのところの現実を踏まえて、施策も考えていただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 今回のご意見を、今回まとめていただいたものについて、私、賛意を評したいと思いますので、私の意見というのは差し控えさせていただきますが、1点だけ補足させていただければ、先ほどもある自治体で集落数が800を超えているという実態が生まれておりまして、そういう意味では、国民から、国から、場合によっては地方自治体からも見えなくなっている地域が日本国内で生まれ始めている。それをもって「周辺化」というふうに言うておりまして、国土形成計画がそこに何らかの支援をする。これは財政的支援ということだけではなく、その周辺地域をハイライトすることも含めて必要性があるんだろうと私は強く思っております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 きょうのご議論の中で私が気になったのは、社会的サービスの担い手の話ですけれども、我々の旅行とか観光の分野でいきますと、顧客志向とか顧客満足度の向上ということで、CSという言葉が随分使われるんですね。リピーターを確保するために顧客満足度

を上げなければいけないということで、それぞれの事業者、かなり地域でも頑張るところですけれども、最終的に顧客満足度の向上ということであわせて必要なのは、ES、従業員、エンプロイヤーのほうの従業員の満足度を高めていかないと、いびつになっていくとこなんですね。

社会的サービスの話も、サービスを提供される側の顧客満足度、言ってみればこれはCSだと思いうんですけれども、サービスを提供する側の満足度といいたししょうか、我々の分野で言うESです。それをどうやって高めていくのかというのが僕はすごく気になって、民による公を担うためにも、提供する側の方々の満足度とか充実感とか、その辺がきちんと認められないと、なかなか難しいのかなという感じもします。住民による公を担うということによって、行政コストの低減も図られていくわけで、その担う側、Eのほうの満足度を高めるというのが必要だと思います。

そのときに、地域で担い手の方々がいろいろな意味でご苦労されているというか、悩んでいらっしゃると思うんです。それは全部個人の能力とかに負担がかかっている、そうではない、担っていらっしゃる方々をサポートするシステム、これはどういうやり方がいいのかわかりませんが、サポートシステムみたいなものが、相談窓口と言ったほうがいいのかも知れませんが、個人で悩むのではなくて、もう少し広く知恵を出すというサポートシステムの問題がこれから重要になってくるのかなという印象を受けました。

○委員長 ありがとうございます。

大体半年間ここで議論してまいりまして、大体ひと当たり議論したのかなということですが、これからさらにブラッシュアップしていくという議論、また新しいポイントも入ってきますが、きょうは内容が盛りだくさんで、皆さん欲求不満になっていらっしゃるかもしれませんが、また次の機会にご発言いただくことにしまして、まだまだこれからブラッシュアップとか意見を反映させていただくことはできますので、きょうはこれくらいにさせていただきますと思います。

参事官にお返しします。

○参事官 きょうはたくさんテーマをやっていただきまして、大変ありがとうございます。次回は4月6日（木）午後2時、場所は合同庁舎2号館低層棟共用会議室2Aです。文書でご連絡いたします。

次回は、前回もご議論いただきました、前回、金融の問題とか地域活性化、特に担い手についてご議論いただきまして、非常に示唆に富むご指摘をいただきまして、一生懸命それを事務局で掘り下げているところです。その検討と、4月11日に計画部会に当委員会の委員長から、それまでの中間計画ということで、報告いただく予定がございます。この報告内容についてご議論をいただきたいと思います。きょうやっていただきましたものもその中身ですので、きょうの積み残しの部分は、その際にもまたご議論いただければ大変ありがたいと思います。

私からのご連絡は以上でございます。

本日の委員会はこれで終了させていただきます。大変ありがとうございました。

閉 会